

令和6年第42号議案

名古屋市手数料条例の一部改正について

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第7号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項中第25号を第27号とし、第12号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同項第11号中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同項第13号とし、同項第10号中「証明書又は」を「証明書、」に改め、「事項の証明書」の次に「又は届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同項第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (10) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定によ

り同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

400円

(11) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

700円

第7条中「第2条第1項第22号及び第23号」を「第2条第1項第24号及び第25号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料に関し、規定を整備する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市手数料条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種類及び額)

第2条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
() } (略)
(5) }

(6) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は 戸籍証明書
磁気ディスクをもって調製された戸
籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 450 円

(7) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は 除籍証明書
磁気ディスクをもって調製
された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した
書面の交付 750 円

(8) }
(9) } (略)

(10) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政
の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号) 第7条第1項の規定によ
り同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法 (総務省
令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)により戸籍
電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る戸籍電子証

明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

400 円

(11) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

700 円

(12) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書）の交付（ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。）

350 円

(13) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）

の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧

350 円

(14) }
(12) } (略)
5 }
(27) }
(25) }

2 (略)

(公簿等の範囲)

第7条 第2条第1項^{第24号}及び^{第25号}_{第22号}及び_{第23号}の公簿、公文書及び図面は、公衆の閲覧に供して支障のないものでなければならない。

